

大阪市立焼野小学校 「学校いじめ防止基本方針」

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

2. 本校の基本方針のポイント

上記の考え方をもとに、本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る」という認識のもと、「自ら進んでねばり強く学習に取り組み、よく考え主体的に判断して行動できる子ども」「相手を思いやり尊重し、美しいものに感動する心をもち、自他のよさを認め合い礼儀を大切にできる子ども」「心身ともに健康で、自他の生命を大切にし、積極的に体力づくりに努め、最後までやりぬく子ども」育成のために『焼野小学校いじめ防止基本方針』を策定し取り組んでいく。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決を目指す本校の基本方針のポイントとして、以下の4点をあげる。

- ① 人権教育・啓発推進計画に基づき、自他を尊重する意識の向上を図り、実践的な態度を育むことを通して、いじめを絶対に許さない学校風土を醸成する。
- ② 授業改善の取り組みを進めることを通して、すべての児童が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていく。
- ③ 学校HP等を通して、家庭・地域に対して基本方針を公表し、その主旨・方策についての理解を促すとともに、いじめを防止する組織的な包囲網を強化する。
- ④ 日常的な振り返り・気づきの発信を組織的に行い、いじめの芽を摘み、早期的な解決を図ることができるようとする。

3. いじめの未然防止についての取組

＜基本姿勢＞

いじめは、どの児童生徒にも起こりえる、どの児童生徒も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための取組を全教職員で行う。

(1) 授業改善について

- ① 日々の授業を相互に公開する取り組みを通して、すべての児童が参加でき、授業場面で活躍できる「わかる・楽しい」授業づくりを進める。
- ② 授業づくりだけでなく、集団づくり（生活指導）の観点からも意見交流等を行い、学習規律や集団づくりの課題を共有化・組織化していく。
- ③ 教室内の言語環境を整え、いじめを生んだり、助長したりしない環境づくりを進める。

(2) 自己有用感を高めるために

- ① 「居場所づくり」…学級・学年・学校を、児童の居場所にしていく。児童が安心・安全に学校生活を送ることができるようとする。不安を感じたり、落ち着かない感じをもったりしないような、安心感がもてる場にしていく。
 - ・ 授業規律の確立
 - ・ 授業改善の取り組み（授業公開等）
- ② 「絆づくり」…児童自らが主体的に取り組む活動の中で、お互いを認め合ったり、心のつながりを感じ合ったりできるようとする。子ども同士が一緒に活動できる「場づくり」を行い、すべての児童が活躍できるようとする。
 - ・ 課題解決におけるペア・グループの活動の推進
 - ・ 児童が主体的に協力して取り組めるような活動の開発と実践
- ③ 「居場所づくり」と「絆づくり」を基盤にした「授業づくり」「集団づくり」を推進する。
 - ・ 規律・規範意識の育成
 - ・ 授業改善による学力向上の取り組み
 - ・ 自己有用感の醸成

(3) いじめを許さない・見逃さない雰囲気の醸成

- ① 人権教育・啓発推進計画及び道徳教育年間計画による、人権教育・道徳教育の実施により、自他を尊重すること、相手の立場に立つこと、生命を尊重すること、思いやりの心をもつこと等の意識を高めるとともに、実践的な態度を育成する。
- ② 学級や学年集団において、一人一人の課題の共有化を図ることを通して、無関心になりにくい、傍観者になりにくい態度を育成する。

- ③ こどもサポートや情報モラルに関する取り組みを実施することにより、いじめを許さない・見逃さない意識を高めていく。

4. いじめの早期発見についての取組

<基本姿勢>

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

- ① 毎週金曜日に行う「児童観察の意見交流」や職員会議時に行う「生活指導研修会」を通して、振り返りと気づきの発信を組織的に行い、情報を共有化し、一人一人の児童の小さな変化にも気づくことができ、対応することができる体制づくりを進める。
- ② いじめアンケートを毎学期実施・活用し、ピンポイントに個人面談（教育相談）を実施することを通して、いじめの未然防止・早期解決を行う。
- ③ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーを積極的に活用し、外部機関との連携を強め、いじめ問題に対する早期対応を心がける。
- ④ 児童・保護者・地域へ、いじめ相談窓口の周知を図る。

5. いじめの早期解決についての取組

<基本姿勢>

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込みず、速やかに組織的に対応する。被害児童生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童生徒を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、児童生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

- ① 「いじめ対策委員会」を設置する。
- ② 定期的な振り返りと気づきの発信により、情報の共有化を図る。
- ③ 被害・加害児童への組織的な指導・支援体制を構築する。
- ④ 管理職を通じ、警察等の関係機関と連携する。
- ⑤ 必要な情報発信を通して、家庭・地域と積極的に連携する。

6. いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

『組織名』 「いじめ対策委員会」

『構成』 校長・教頭・教務主任・生活指導部長・人権同和主担・養護教諭・学年部

『役割』

- ・学校基本方針に基づく具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- ・いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動にかかる情報の収集や記録・共有を行う。
- ・いじめの疑いに係る情報があった場合には、緊急会議を開催し、迅速な情報の共有、関係児童への事情聴取、指導および支援の方針の決定、保護者との連携を行う。

『年間計画』

(1) 調査等

- | | |
|---------------|--------------------|
| ・児童対象いじめアンケート | 学期ごとに実施（5月・10月・2月） |
| ・保護者対象アンケート | 学校アンケート（11月） |
| ・教育相談・個人面談等 | 学期ごとに実施（5月・10月・2月） |

(2) 研修会等

- ・特別支援・人権教育研修会（6月・2月）
- ・生活指導研修会（毎月）
- ・児童の様子への振り返り・気づきの発信と交流（毎週金曜日）

(2) 保護者や地域・関連機関との連携

- ① 学習参観・学校行事・P T A行事や土曜授業の取り組みを活性化させるとともに、学校だより・校長室だより・学校H P等を効果的に活用し、情報発信に努めるとともに、いじめ問題にかかる啓発を推進する。
- ② 学校協議会において、情報発信・協議を行い、家庭・地域との協力体制を構築する。

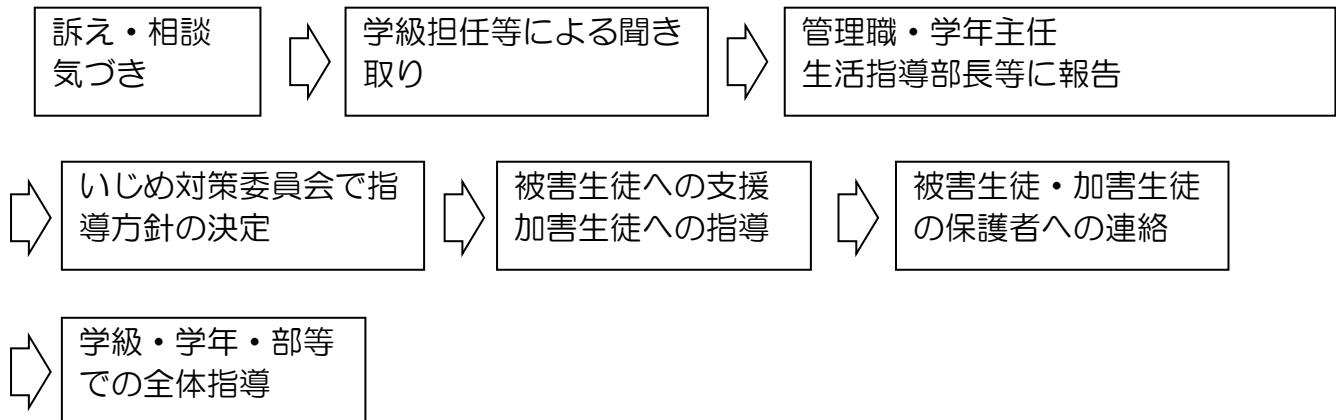
(3) 取組内容の検証

年間計画①調査等に記したように、アンケート調査を実施し、P D C Aサイクルに沿って、取り組みが行われるようにする。

7. 重大事案への対処

※ 重大事案が発生した場合には、「重大事態対応フロー図」に従って、迅速かつ慎重に対応する。

※ いじめ発見の際の流れ



(平成26年3月6日 施行)
(令和3年5月22日 改訂)